

## 特定行為に係る看護師の研修制度とは…

保健師助産師看護師法の一部改正によって、平成 27 年 10 月 1 日から手順書により特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務づけられました。

### ● 特定行為及び特定行為区分…

- ◆ 特定行為：診療の補助のうち、看護師が手順書で行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるもの。

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更		橈骨動脈ラインの確保
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	人工呼吸器からの離脱	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	気管カニューレの交換		脱水症状に対する輸液による補正
循環器関連	一時的ペースメーカの操作及び管理	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
	一時的ペースメーカリードの抜去	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助頻度の調整	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去		持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更		持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	胸腔ドレーンの抜去		持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整	
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与
	膀胱ろうカテーテルの交換		抗精神病薬の臨時的投与
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去		抗不安薬の臨時的投与
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	【出典】厚生労働省令第 33 号（平成 27 年 3 月 13 日）	
	創傷に対する陰圧閉鎖療法		

### ● 手順書…

- ◆ 医師または歯科医師の指示の 1 つの形態であり、以下の 6 つの記載事項を含む文書。
- ◆ 各医療現場において、必要に応じて看護師等と連携し、医師又は歯科医師があらかじめ作成することになっている。
- ◆ 各医療現場の判断で、記載事項以外の事項やその具体的内容を追加することも可能。

<p>《手順書の記載事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①患者の病状の範囲</li> <li>②診療の補助の内容</li> <li>③当該手順書に係る特定行為の対象となる患者</li> <li>④特定行為を行うときに確認すべき事項</li> <li>⑤医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制</li> <li>⑥特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法</li> </ol>
---

## ● 特定行為研修とは…

◆ 特定行為研修は、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るためのものであり、指定研修機関で、特定行為区分ごとに実施される。

※ 指定研修機関：1 または 2 以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校・病院等で、厚生労働大臣が指定するもの。(例：大学院、大学、病院、日本看護協会、病院団体等)

◆ 内容は、全ての特定行為区分に共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれている。

◆ 特定行為研修修了後、指定研修機関より研修修了証が交付される。

内容：

### 共通科目 (315 時間)

全ての特定行為区分に共通するものの向上を図る為の研修



### 区分別科目 (15 - 72 時間)

特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

【出典】厚生労働省令第 33 号 (平成 27 年 3 月 13 日)

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	45
臨床推論	45
フィジカルアセスメント	45
臨床薬理学	45
疾病・臨床病態概論	60
医療安全学	30
特定行為実践	45
合 計	315

【出典】厚生労働省令第 33 号 (平成 27 年 3 月 13 日)

### 《共通科目の到達目標》

- ・ 多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける。
- ・ 多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける。
- ・ 多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける。
- ・ 問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける。
- ・ 自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける。

【出典】保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について(医政発 0317 第 1 号平成 27 年 3 月 17 日)

評価：

< 科目の履修の評価 >

- ・ 各科目は、講義、演習又は実習により行うものとする。
- ・ 各科目の履修の成果は、筆記試験その他の適切な方法により評価を行うものとする。

< 研修の修了の評価 >

- ・ 特定行為研修管理委員会は、特定行為研修の修了に際し、特定行為研修に関する当該看護師の評価を行い、指定研修機関に対し、当該看護師の評価を報告しなければならない。

【出典】厚生労働省令第 33 号 (平成 27 年 3 月 13 日)

- ・ 特定行為研修管理委員会には、指定研修機関及び指定研修機関が特定行為研修を行う協力施設に所属する者を除く医療関係者を少なくとも 1 名以上含めなければならないこと。

【出典】保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について(医政発 0317 第 1 号平成 27 年 3 月 17 日)